

第7回民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

第7回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日時：平成13年7月27日（金） 13:30～14:30

場所：中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室

1. VFMに関するガイドライン（案）について
2. その他

出席者

【委員・専門委員】

樋口委員長、西野委員長代理、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員
美原専門委員、山下専門委員

【事務局】

坂政策統括官、竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官

樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、第7回の「民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。

本日は、昨年来鋭意調査審議を進めていただきました3つのガイドラインの最後の1つでございます、VFMに関するガイドラインのとりまとめを行う一つの大きな節目の委員会と承知しております。

議題1は「VFMに関するガイドライン（案）について」でございます。ガイドラインにつきましては、PFI事業の円滑な実施を図っていくための、実務上の参考指針として検討を進めていただき、3つのガイドラインのうちプロセス及びリスク分担等の2つのガイドラインについては、前回の委員会において、既にとりまとめを行っているところでございますが、本日は継続審議となっております、VFMに関するガイドラインにつきまして、審議を行うこととさせていただきますと思います。

まず、調査審議の経緯、とりまとめ結果につきまして、西野部会長より御説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

西野部会長 資料につきましては、資料1がVFMに関するガイドライン（案）、資料2がガイドライン（案）の要旨ということですが、それでは私の方から、これまで合同部会で行ってまいりました、VFM（Value For Money）に関するガイドラインの調査審議の経緯につきまして御説明いたします。

ガイドラインにつきまして、前回第6回の本委員会におきまして御説明しましたとおり、昨年来事業推進部会と評価基準部会の両部会合同で、プロセス、VFM及びリスク分担等の3つのガイドラインの検討を進めてまいりました。このうちプロセス及びリスク分担等の2つのガイドラインにつきましては、前回の本委員会におきましてとりまとめられましたが、VFMのガイドラインにつきましては、引き続き合同部会、それにワーキンググループにおいて議論を深めることになったところであります。その後、VFMに関するガイドラインにつきましては、本年5月30日に開催をされました合同部会におきまして、公開意見募集にける案として合意されましたので、6月1日から22日までの3週間、公開の意見募集を行いました。

公開意見募集では、併せて9者の方々から意見の提出がございました。今回寄せられました意見の多くは、ガイドライン（案）について、不適當というよりは、むしろよりよいものとしていくための今後の検討課題、検討の方向を示しているもの、それにこれまで合同部会や各ワーキンググループの中で議論を尽くし、一定の結論が出された課題であると考えられます。

これまでの合同部会におきます議論の過程では、それなりの課題はあるという認識はありますが、一方でなるべく早く実務上の指針となるガイドラインを示してほしいとの、各方面の要請に応え、とりまとめを進めてきたという経緯がございます。

また、VFMのガイドラインにつきましては、プロセス及びリスク分担等のガイドラインより、更に検討に時間を要しましたことから、早急にとりまとめ、公表してほしいとい

う強い要請もございます。したがいまして、VFMに関するガイドライン(案)については、前回の2つのガイドライン同様に、言わば第1バージョンとして調査審議のとりまとめ結果とするということで、合同部会としては合意されております。

今回、提出された意見等には貴重なものも含まれておりまして、今後ガイドラインの変更等を行う際の検討課題として、活用させていただくこととしたいと存じます。

以上、ガイドライン(案)のとりまとめの経緯について、簡単に御報告させていただきましたが、その内容につきましては、事務局から御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

樋口委員長 ありがとうございます。事務局からお話をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

事務局 では、御説明させていただきます。

「資料1」が本文でございますけれども、時間の関係もございますので、「資料2」に沿って御説明させていただきます。要旨を2枚にとりまとめております。

まず「本ガイドラインの性格」を述べてございます。ポイントは、4つほどございますけれども、まずこのガイドラインは「国がPFI事業を実施する際、特定事業の選定等に当たって行われるVFMの評価について解説するもの」であるということです。

2番目でございますが「国以外の者」ということで、地方公共団体においても参考となり得るものということです。

3番目が事業の円滑な実施のため、法律であるとか基本方針にのっとりた上で、本ガイドライン以外の方法で実施することを妨げないということ。

最後に「必要に応じ、今後、本ガイドラインを変更、又は新たなガイドラインを示すこともあり得る」ということでございます。

さて、全体は5つから成ってございますけれども、最初は「VFM評価の基本的な考え方」ということでございます。まず、VFMとは何かということでございますが、一般に言われていることは、税金などの支払いに対して、最も価値の高いサービスを供給するという考え方でございまして、VFMの評価はPFI事業による実施が効率的、かつ効果的であるかどうかを評価する方法であるということ。

それから、PSCという言葉と、LCCという言葉が出てきます。注に示しているような言葉の略でございます。まず、PSCについては「公共部門が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担見込総額」。それをPSCと呼びます。それと「PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担見込総額」。これをPFI事業のLCCと呼びますけれども、この2つを算定しまして、比較するということが基本であるということでございます。

この場合、PSCの方が、PFI事業のLCCより上、逆に言いますと、PFI事業のLCCの方がPSCよりも低いということであれば、VFMがあるということでございます。

では、そのP S Cの算定方法をどう考えるかということでございますけれども、まず公共部門が自ら実施する場合の、通常の事業形態を前提にいたしまして、経費をそれぞれに積み上げて、リスクなどに対する調整を行った上で、現在価値に換算するということでございます。ここでいう調整については、例えば、リスクについての調整、これは四の1に述べてございます。あるいは、財政上の支援などに対する調整、これは四の2でございます。こういった調整を行うということです。最後に、現在価値へ換算するということですが、ここでの留意点は、四の3に書いてあるということでございます。

次に本文の方でございますけれども、別表として、P S C算定のための参考様式例ということで、本文の13ページと14ページでございますけれども、コスト比較方式、キャッシュフロー比較方式、それぞれの様式を参考までに掲げてございます。

それから、比較するべきもう一方の方、P F I事業のL C Cの算定方法でございますが、これは民間事業者が事業を実施する場合を想定し、その上で公共施設等の管理者等が事業期間全体を通じて負担する費用を算定する。先ほど、P S Cのところでも申し上げたような、財政上の支援等に対する調整を行った上で、現在価値に換算する。この調整の方法、あるいは現在価値の換算方法については、先ほどP S Cで述べたところに留意点を書いてあるということでございます。

2ページ目でございます。特にP F I事業のL C Cの方でございますけれども、民間の事業者の採算性確保という観点からのチェックがございますので、算定に当たりましては、コンサルタントなどの活用、それから類似事業に関する実態調査、市場調査などによりまして、民間事業者の損益計画、資金収支計画などを各年度ごとに想定するということでございます。

4番目でございますけれども、V F M全体の評価における留意事項ということで、先ほど申し上げたような留意すべき観点がまとめられております。

1つは「リスクの定量化」ということでございます。まず1つ目はP F I事業のL C Cにつきましても、P F I事業で民間が負担すると想定したリスクの相当額を含むので、P S Cにもこれに対応するリスクの相当額を参入することが必要ということ。それから、リスクの定量化に当たりましては、これまでの経験、あるいは市場調査等によるデータなどを基に、できる限り定量化するということでございます。

もう一つ考慮する点として大事なのが、基本方針の3の(2)にございます「適切な調整」を行うということでございます。1つ目のポツでございますけれども、公共施設等の管理者などが、その財政負担により補助金など、財政上あるいは融資などの金融上の支援を行うという場合、これをP F I事業のL C Cに参入するということ。

それから、今度は税収等の話ですけれども、当該公共施設等の管理者等として、民間事業者から税収等の収入が現実にあると見込まれる場合は、その分財政負担が少なくなることから、P F I事業のL C C、P S C、それぞれ収入額を控除するということでございます。例えば、市の場合であれば、固定資産税などが確実にあると見込まれる場合ですから、

その分を引いておくということでございます。

3番目でございますけれども「現在価値への換算」ということで、特にここでは割引率について謳ってございますけれども、例えばリスクフリーレートということで、長期国際の利回りの過去の平均であるとか、あるいは長期見通しなどを用いる方法があるということでございます。

4番目が「評価結果の公表」ということで、P S CであるとかP F I事業のL C Cは、原則として特定事業の選定の際に公表する。ただし、その後の入札などにおいて、正当な競争が阻害される恐れがある場合などは、差の部分、あるいは比の部分だけを示すこととしても差し支えないということでございます。

最後の章でございますけれども、5番目でございますが「公共サービスの水準等に対する評価」ということで、特定事業の算定の段階においては、民間事業の計画がまだ明らかになっていないことから、同一のサービス水準の下でV F Mを評価するということ。

一方、民間事業者の選定の段階におきましては、かなり具体的にわかってきます。応募者が計画するサービス水準の評価が可能。この場合は、公平な評価を行うというために、募集に当たってあらかじめ明示した評価基準により評価するということでございます。以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明のありましたガイドラインにつきまして、御意見をちょうだいしたいと思いますので、どうぞひとつ積極的に御発言をお願いいたします。どなたからでも結構ですが、よろしくをお願いいたします。 A委員、お願いします。

A委員 バリュフォーマナーが一番遅くなったわけでありましてけれども、これで3つそろいました。現在24、25、地方自治体の方で既に始まっているのでしょうか、私が聞いておりますものでも、各自治体随分いろんなことを考えてらっしゃるのですね。今から自治体ごとにいろんなケースが出てくると思うのです。このガイドラインというのは、その1つの基準になるというふうな意味も持っているのだと思いますが、先ほど西野先生から御説明がございましたように、これからリバイズしていくということになっていくわけでありましてけれども、そのときも極度に詳しくするというよりも、これが1つの基準になっていくのだというような姿勢でリバイズしていくことが必要ではなからうかというふう思っておるわけでございます。

それと関係しまして、今、自治体の関心がかなり高いわけでありまして、これは政府がプッシュしているということ、それから自治体の財政も苦しい中で、社会資本整備が置き換えしなければいけないということがあると思っておりますけれども、経済財政が回復しましても、P F Iは、やはり1つの有効な方法だと思いますので、それを定着化させるという姿勢が今後のガイドラインのリバイズ等にとっても必要ではなからうかというふうに思っております。以上です。

樋口委員長 非常に大きな見地からのお話で、ありがとうございます。ほかにござい

ませんか。B 専門委員、お願いします。

B 専門委員 今回の A 委員と同じなのですが、あくまでこれは第 1 バージョンということなので、先ほど西野部会長がおっしゃったように、これをベースとしてよりよく作っていかねばいけないと思っております。先日イギリスの VFM を少し勉強してみたのですが、かなり変わってきております。これから、我々が考えなければいけないこと、イギリスの経験に照らして、とりあえず 5 点ほどあると思うのです。

1 番目は、間接経費の計算の仕方です。

2 番目が、国と地方の自治体の会計が、イギリスはかなり離れてきております。恐らく日本もそういう形になってくると思います。地方自治体の場合、かなりもう企業会計に近くなってきておりますし、それを踏まえて国と地方自治体、それぞれの特徴に合わせてどう変えていくのか。

3 番目が、リスクのカウントの仕方です。これも、イギリスはかなり変わってきております。

4 番目が、現在価値の割引率の問題。これは、イギリスではもう相当議論があります。延々たる議論があるところでございまして、我々もこれはもう少し議論していかなければいけないと思っております。

5 番目が、バリュフォーマナー、これは事前評価なのですが、実際にやった後の事後評価の問題、これもイギリスではかなり議論されております。こういうことを我々はもう少しこれをベースとしてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。貴重な御意見でございまして、B 専門委員のおっしゃることは、先般私も英国に行って聞いてまいりました。本当に、最初に英国が始めたときも、様変わりにももの考え方が変わってきているのではないかという感じです。特に、こういうものを変えていったのはだれかと聞いたら、日本の商社が一番時代に合わせて変えていっているということで、むしろ英国人ではないですよと、日本の商社の人が変わっているですよということを言っています。

また、資金の問題についても、一番関心持っているのは日本の銀行であるということ英国で聞いたということをおし添えておきたいと思っております。ありがとうございます。

ほかにございませんか。C 委員、どうぞ。

C 委員 これでプロセスとリスクとバリュフォーマナーと、3 つガイドラインが出そろったわけでございまして、ちょっと遅くなり過ぎたなという感がございますが、公開意見募集のところでも出てきていたわけでございまして、実は先行しているプロセス、あるいはリスクについても、これと連動しているいろいろ考え直すべき点、今バージョンアップというお話もございましたけれども、もう既にそういう公開意見募集での意見も出てまいりましたので、3 つ出そろったところではございますが、それぞれについて連関しているものもございまして、プロセスについてももう少し、またリスクについてももう少しという

点もあるということから、なるべく早急に、いろいろな現場の課題がたくさん出てまいっておりますので、そういうことも踏まえて新たな検討をする必要があるのではないかと思っております。

樋口委員長 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりですね。

D委員 もう、お話が出ておりますけれども、一応これでバリューフォーマネーのガイドラインのベースができて、細部については、やはり議論を尽くしてないところがございまして、引き続き審議が必要かとは思いますが、プロセスあるいはリスク、こちらでまだ大きな課題が少し残っておりまして、そのためにバリューフォーマネーの方でも詰まらなかったという経緯がございまして。

例えば、プロセスの方では入札制度というのがありまして、バリューフォーマネーをどうやって反映するかということなんかも、まだ手つかずでございまして。

ほかに、資金調達ということでは、公物管理の問題もテーマとしては挙がってきていたのですが、まだ議論としては詰まってない問題もございまして。

こういうことがありますので、今回これで3つ出そろったわけでございまして、引き続き皆さんおっしゃっているとおりでございまして、議論を更に進めていただきたいと思っております。

樋口委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。どうぞ。

E専門委員 今まで行われた、バリューフォーマネーの結果というか、各自治体がバリューフォーマネーというのを試算して、実際にPFI事業を進めているケースがあるわけですが、その中で、例えばリスクの定量化という問題を取り上げた場合に、リスクの定量化、あるいは数値化ができない。なぜできないかということ、それに関連する統計がないというのが1つあるわけです。そうしますと、この案件をやって、とりあえず形は形としてつくってもう進めているわけですが、ではその定量化ができない、数値化ができないという、そのできない原因というか理由が、そのまま放置されているわけです。それは、当然次のステップとして定量化ができるように、あるいは数値化ができるような統計を整えるための作業を、だれかがどこかでやるとか、あるいは国としてそういう体制づくりを考えていただくとか、そういうフォローアップがないと、基本的なそういう経験がない、数値がないということで、そのままどんどん5年も10年も経って、いつまで経っても、その原因、理由が変わらないというのが、場合によっては起こり得るわけです。ですから、PFI推進委員会の方で、あるいはPFI推進室の方になるかわかりませんが、やはりそういう体制づくりを、今回のこのバリューフォーマネーのガイドラインができましたので、フォローアップとしても是非考えただけならばというふうに思っております。

樋口委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。どうぞ。

F専門委員 今、C委員もお話しになったことと重複しますが、3つのガイドラインが出たということで、ただその前提があくまでも現行の法制度、あるいは税制といったものの中での議論だったわけです。ただ、基本方針にも規制の緩和も含めて、PFIにふさわ

しい仕組みをつくっていくという精神が述べられておりますので、第2段階、第3段階になるかもしれませんが、その辺の議論を是非お願いをしたいということでもあります。特に、最近PFIは地方自治体で進められておりますが、ある自治体の幹部の方といろいろ話ししていると、本当にやりたいのだけれども、例えばバリューフォーマネーを計算するとき、例えば市ですと県とか国に対する税金というものが、非常に大きな重みを持って、ついついあきらめざるを得ない、二の足を踏むというふうな意見も出ておりますで、その辺も含めて、時間は掛かるかもしれませんが、引き続き議論を是非お願いしたいというふうに思っております。

樋口委員長 ほかにちょうどできますか。今まで出た問題について、どうでしょう、G委員からお話を。

G委員 そうですね。一番最後の税の問題については、私自身少しモデルで計算をしまして、公共事業で実施した場合と、PFIで実施した場合と、どのぐらいの税金が掛かるかというのを計算して、少し愕然といたしまして、何らかの処置が必要かなというふうに、個人的には感じております。ただ、書いた論文の中には、そういうことは書いておりませんで、BOT方式とBTO方式でどのぐらい違うとか。SPC法を読みまして、これが使えるのではないかと、少し拘束条件ありますが、SPC法が本当に使えるかどうかというのは、どこかに問い合わせしてみないと最終判断はわからないのですが、私が読んだ限りでは見えそうな気がしたのです。それをしますと、少しは減るのですが、やはり掛かるとか。そういう意味では、ここで議論をしないといけないと思います。

リスクの定量化ですが、実は海外の事業では、日本でも元のOECF、今のJBICなどは、かなりやっておりますし、それが国内の事業では、余りそういう発想がなかったものですから、今まで計算もしておりませんし、データも取っておりませんし、という意味では、E専門委員が言われたように、この中で体制がいいのか、国全体として、すべての公共事業にPFIでやるか従来方式でやるか関係なしに、やはり本来の事業コストとそれによる便益の把握というのは必要なものですから、リスクは定量化するような方向でやっていくべき問題だろうというふうに思っております。そういうことを言い出すのは、このPFI推進委員会が1つの適当な委員会かなという気がいたしますが、国全体の問題であらうかとも同時に思っております。

先ほどのB専門委員からの、イギリスの状況はいろいろ違うというのは当然ありまして、当然変わっていくというふうに考えております。

樋口委員長 ありがとうございます。事務局の方からも何か御意見ございますか。

事務局 若干関係あるかと思うのですが、私、規制改革会議の方も担当しておりまして、そちらで御承知のように24日に発表したのですけれども、中間とりまとめではございますが、その中に特に福祉の関係で、いわゆる公設民営という話が出てきました。この公設民営のためには2ルートがありまして、1つはPFI方式を使うというやり方、もう1つは物を貸すということを単純にやるというやり方。その物を貸すのに、皆さん御承知だと

と思いますが、PFIとも関係しますけれども、行政財産ということになりますとなかなか貸しにくい、例えば地方自治法とか、あるいは国有財産法も同じですけれども、そういう事情がございます。

実は福祉の関係は、御承知のように国が直接やるということはありませんで、すべて地方自治体です。福祉の関係というのは要するに保育園とか、介護施設ということになるわけですけれども、例えば保育園をつくるのに、今は御承知のように幾つか方法がありまして、社会福祉法人が自前で建物から土地からすべて用意するというか、普通土地は寄付していることが多いようですけれども、それに運営費として補助金を出すというのが普通のやり方です。

あるいは、保育園ですと地方自治体が自分で保育園を開設しているというのも、これもたくさんございます。ところが、御承知のように、地方自治体がやると、例えば運営費が非常に高くてという問題が指摘されておりますし、他方で、特に都会でございますけれども、保育園に入所待ちをしている子供さんがたくさんいるという状況、いわゆる待機児童というふうに言っていますけれども、それがあつた。

また、経済的に見ますと、言わば需要があるわけですし、せっかく需要があるのだったら、それを満たすような供給を生めば、その分GDPも増えるし、そもそも雇用という面でも、保育園というのは雇用が多いわけですから、雇用も増えるだろうというような観点もござつた。ではどうするかということで、今、規制改革会議で提案されていますのは、1つはPFIという方法をもっと進めてほしいという話と、もう1つは、両者関係するのですが、地方自治法の特則をつくってはどうかと。例えば保育園ですとかあるいは介護施設といったものに関しては、地方自治法の規定にもかかわらず、地方自治体が行政財産であっても貸してもいいと、それも貸すのも例えば無償ということもあるでしょうし、安くということもあるでしょうし、貸してもいいというルールを別途つくってはどうかということが、規制改革会議の方で提案されております。まだ中間とりまとめなので、政府の態度というふうにはまだなつてないわけですが、つまり規制改革会議の意見ということにまだなつていないわけですがこれを恐らく推し進めるといふことになるかというふうに思つておつた。今そつちの方はそつちの方で実は進んでいるということがござつた。

樋口委員長 大変ありがとうございました。ただいま委員の方々からいろいろなお話をいただきましたが、委員会としてはガイドラインについて原案で了承するというところでよろしゅうござつたでしょうか。

(了 承)

樋口委員長 では、お許しをいただきましたので、次の議題に移りまして、事務局から、最近の状況をご説明願つた。

事務局 最近の状況につきまして簡単に御説明いたします。資料3でございますけれども、内容は3つござつた。1つは4月6日の緊急経済対策でございます。第2章の「具体的施策」の中で、3の「都市再生、土地の流動化」というところで「PFIの積極的活

用及び公務員宿舍跡地の再開発」というふうなことに触れられておまして、中央官庁の庁舎等につきましては、PFI方式の検討に着手するという事。それから、公務員宿舍の建設につきましては、首都圏においてPFI活用の適地の選定を含め、具体化を図るなど、PFIの活用に積極的に取り組むということでございます。

実は、中央官庁の庁舎等につきましては、もうちょっと具体的な記述が、その後でございますけれども、この5月8日でございますけれども、閣議決定で「都市再生本部」という組織ができて、そこでの第一次決定のプロジェクトの中で具体的な記述として、3の(2)のところがございますけれども、中央官庁施設等公共施設等の建設、維持管理に当たってということで、PFIを積極的に導入するという事。そして、文部科学省、会計検査院について、PFI手法による建替え、それからこれらの官庁施設を含む、街区全体の再開発について、必要な調査を実施するという事、具体的な記述がございます。

次のページでございますけれども、これは経済財政諮問会議で審議された、いわゆる「骨太の方針」と言われている、6月26日閣議決定の抜粋でございます。この中でPFIについては幾つかございますけれども、まず第1章の3の(5)「資産市場の構造改革」のうちの「不動産市場の構造改革」でございますけれども、いわゆる21世紀型都市再生プロジェクトが重要だというような事、このようなプロジェクトを円滑に推進するためにもということで、国の施設の建替え等におけるPFIの積極的活用が必要ということ。それから、2章でも触れておまして、新世紀型の社会資本整備ということで、効率性の追及ということで、これまで費用対効果分析が不十分であったというふうな指摘の後に「今後は」というところで、PFIの活用などを強力に進めるという記述がございます。

3章でございますけれども、これは先ほど坂統括官からもお話しがございましたけれども、社会保障制度のうちの規制改革の部分でございます。2の(4)で、具体的には「例えば」というところで、保育所の公設民営化やPFIの導入等々の規制改革を行うという記述でございます。

続きまして、第5章でございます。4の「政策プロセスの改革」のうちの新しい行政手法ということで、改革の方策の1つということでございます。公共サービスの提供につきましては、市場メカニズムをできるだけ活用していくため、民間でできることはできるだけ民間に委ねるという原則の下に、PFIの活用などに関する検討を進めるということ。

最後の14年度予算につきましても、社会資本整備のところにおきまして、PFIの活用による効率性、透明性の向上を図るという記述がございます。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

事務局 ちょっとだけ補足させていただきますと、今、彼が御紹介した中で、PFIプロジェクトとして具体的に進んでいますのは、国のものとしては、と言いますか国のものは今までなかったのですが、すぐそばの文部科学省、あそこと会計検査院は地続きなのですけれども、あそこを一体として建直そうというプロジェクトで、両方とも相当

古い建物で、しかもせっかくいい場所なので、これをPFIでやってはどうかというものです。周りの建物としては、例えば霞が関ビルなどがあるわけですが、場合によっては、例えば民間部分も一緒にくっ付けてしまっただけではどうかとか、いろいろな構想がありまして、今いろんな青写真を書いているところでございます。そういう意味では、特に目立つ場所でもあり、これは内閣官房の方も相当一生懸命やっているということでございます。

樋口委員長 隣に2つあるホールは含まないのですか。

事務局 まだ、民間施設を含めて、全体の絵は描けておりませんが、ここにも書いてございますように、街区全体の再開発ということを考えておりますので、一応あのホール等も含める形です。ただし、完全な民間の施設も含む形になりますので、まだはっきりとした形ができていないわけではございません。ただ基本的にはあの辺の街区全体をやりたいということです。

樋口委員長 面白いですね。あそこは、一番目立ちますね。

事務局 そういうところから始めた方がいいと思います。

樋口委員長 結構ですね。よろしゅうございますか。

古いお話で恐縮ですが、私も若いときに、神戸大学で会計学で公認会計士の試験の関係をちょっとやったことがあるんですけども、そのころにはキャッシュフローとか、そういう言葉が全くなかった時代ですから、それから見ると、複雑にはなっているけれども、やり方によってはものすごい効果が出るということを私は感じるのです。そういう面では、やはり今面白いときで、英国の例をおっしゃいましたけれども、本当に同じ人間から話を聞くたびに変わっているのです。非常に面白いなと思っています。だから、極めて頭を柔軟にやっていかなければいかんという感じは受けておる次第でございます。

それでは、次の進め方に入ってよろしいですか。

(「はい」と声あり)

樋口委員長 では、御了承いただきましたので、今後の進め方についてご説明をお願いします。

事務局 では、続きまして、今後の委員会の進め方について口頭で御説明させていただきます。

当委員会におきましては、その発足以来、これまで基本方針の策定に係る審議、あるいはプロセス、リスク分担、それから本日のバリュフォーマナー、3つのガイドラインのとりまとめに向けた調査審議など、ここにいらっしゃる委員、専門委員の皆様方におかれまして、大変精力的に調査審議を進めていただきまして、まずはこの場をお借りいたしまして感謝申し上げる次第でございます。

とりわけ、各方面から要請が強かったガイドラインのとりまとめにつきましては、第1バージョンということでございますけれども、本日の委員会でVFMに関するガイドラインが了承されたことをもちまして、3つのガイドラインのとりまとめ、そして公表を行うことができるということになり、当面検討を進めていくこととされた事項につきましては、

ひとまず第1の節目を迎えることとなったものと考えております。

今後は、第2バージョンの検討を含めまして、次なるステップに向けまして、さらなる検討を進めていく段階に入ったものと認識しております。

さて、今後の委員会としての調査審議を進めていくべき検討課題につきましては、ガイドラインの検討の過程、それから公開意見募集で提出された意見などを審議した際にも、いろいろな御議論がなされたところがございます。それから、去る5月30日に開催した15回の合同部会においても、自由討議という形で委員の皆様方からいろいろな御意見をいただいたところがございます。

他方、昨年3月、基本方針ができたわけでありまして、それ以降、地方公共団体を中心にいたしまして、先ほどからお話があるように、具体的なPFI事業に向けた取り組みが、積極的に進められているということがございます。

御紹介しますと、実施方針の公表がなされている事業が、今日現在で26事業あるということがございます。それから、今お話のあった国などを通じて、構想段階にある事業も含めると、その数は相当程度上っているというふうと考えられます。委員会におけるガイドラインの検討と並行して、現実には具体的な事業の実施が、積極的に進められていることも事実でございます。

このようなことから、本委員会として今後の検討課題を整理するに当たりましては、まずこうした実際のPFI事業を実施された関係者の方から、直接意見などを拝聴いたしまして、具体的、実務的な課題等を十分に認識した上で、検討すべきテーマや、その優先順位などについて議論していくことが、PFIの円滑な推進を図っていく上で重要であると考えております。

したがって、前もって樋口委員長なり、あるいは西野部会長、山内部会長とも相談させていただきまして、委員会の今後の進め方といたしましては、まずは実際のPFI事業を実施された官民の関係者の方から、広くヒアリングを行いまして、聴取した具体的な課題や要望などをベースに、今後の検討課題を整理していくこととしたいと考えております。

以上でございます。

樋口委員長 今、事務局から皆さんに対する御協力のお礼の言葉を含めて話が出ましたということは、1つの山を越えたという感じを受けるわけですが、委員会の今後の進め方といたしましては、実際にPFI事業を実施された関係者に対するヒアリング、これはもう徹底的に行わなければいけない。具体的な、実務的な課題ということで取り上げていただいて、認識も極力、全部一致するというわけにはなかなかいかぬかもしれませんが、今後の検討課題を整理していくことが必要であらうかと思っております。

ヒアリングにつきましては、部会で進めていただきたいと思います。事業推進部会と評価基準部会の双方に関係すると思っておりますので、両部会合同で進めていただくことがよしいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。その進め方につきましては、両部

会長で御相談の上お決めいただきたいと思います。また、必要に応じまして、適宜委員会への御報告をちょうだいでできれば、大変お忙しいところ申し訳ないんですが、ありがたいと思っております。

このような考えでありますが、格段の御発言があればお願いしたいと思います。何でも結構です。よろしゅうございますか。

さっきF専門委員がおっしゃったお話も、ここに十分織り込んで、ひとつよろしく願いいいたします。よろしゅうございますか。どうぞ。

H専門委員 ヒアリングというお話、大変結構だと思いますし、積極的にまた私も勉強させていただこうと思っております。

とりあえず、ヒアリングから始めるというお話でしたので、それに加えてちょっとお考えいただきたいなと思いましたが、今、国の案件が動き始めている。これは、やはり今まで自治体の方ではほとんどあきらめぎみで、もう国の案件はないのだという感じで、ずっと推移していたのが出てきたわけですから、やはりこれがどんなものになっていくか、PFIとしてきちっと、堂々と言えるようなものになっていくかどうかというのは、非常に大きな注目を集めていると思います。それによってまた自治体の今後の考え方等にも、大きな影響があると思いますので、この推進委員会がその中でどういう役割をやっていくことになるのかは存じませんが、少なくともどういう動向になっているか、多分推進室の方でその辺については、強く感じておられると思いますので、その辺を何か少しキャッチボールも含めて、国の案件について、何しろこの委員会というのは国の委員会だというふうに理解をしておりますので、キャッチボールも含めたフォローアップというのを、このヒアリングと並行してお進めいただくと、大変ありがたいなと思います。

文科省の問題がございますし、例えば財務省でやっておられる公務員宿舎の話にしても、私どもがちらっと聞いている範囲ではとてもPFIとは言えないような、延べ払いというような格好で現在は、とりあえず第1の流れというのは動いているように聞いておりますし、あれが本来PFIの中心となるべき財務省のPFIということになると、やはり地方としてはかなりがっかりするようなことになりかねないなというふうに、ちょっと危惧をしております。

以上でございます。

樋口委員長 何か、今のH専門委員の御発言について、それはちょっと違いますよということはありませんね。

実は、PFIの案件らしきものをたくさん持っている県があるのですが、知事に1つも出てこないではないかと言ったら、国がやってないではないかということになるわけです。ああそうか、というようなことで、けどやはり、事実は今、H専門委員がおっしゃるとおりだと思いますので、是非ひとつそちらに頑張ってくださいと思います。

ほかにございませんか。E専門委員、どうぞ。

E専門委員 当事者であるところの、地方自治体ですね。それから、あとその事業に参

画した、あるいは契約者になった民間事業者からヒアリングをされるという、そういうところから出てくる問題点を、プライオリティーを決めて、第1陣どういうことか、そういう進め方もあると思うんですが、併せて御検討いただきたいのですが、前回の合同部会で申し上げたのですが、入札方式に関して、一般競争入札というやり方と、一般的に言っている公募型プロポーザル方式というやり方があるわけです。これは、今回のこのPFIというのが、基本的に国として会計法に基づくというところから、一般競争入札という入札の仕方が、ある意味で決められているという形で今、皆さんが理解されているわけですが、にもかかわらず、公募型プロポーザル方式という方式で、多くの地方自治体が進められているわけです。

最近でも、埼玉県がリサイクル関連の極めて広域的な、公園も含むPFI事業を、公募型プロポーザル方式で進めるということで、一部新聞記事などに載っているわけです。これは、県という立場からしますと、今までのPFI推進法の基本方針、あるいは自治省の通達、ガイドラインからしますと、どうしてこうなるのかという、非常に皆さんが不思議に思う1つの現象であるわけです。埼玉県に聞きますと、いやこれは自治省からもう了解を得ておりますというお答えが返ってきて、実は自治省が恐らく、これは公募型プロポーザル方式で結構ですと言われた背景らしきものは、我々も想像つくのですが、ただ非常に我々は一般的に言いますと、外部の方から見ていると、本来なら一般競争入札でやらなければならないはずのものが、なぜ公募型プロポーザル方式でやるものが認められるのかというと、その間にもものすごく解釈というか、判断というものが含まれてしまっているわけです。これは、やはり非常に不自然だというふうに、私自身思っております、こういう公募型プロポーザル方式というやり方と、そして一般競争入札という2つのやり方がある、この問題について、今、言われているような、地方自治体側が問題提起されるのか、民間事業者側が提起されるのか、あるいはプライオリティーの問題ということで、私は一番上に出てくれば、それはそれでよろしいかとは思いますが、もしそうではない、割にもっと技術的な問題がヒアリングから出てきてしまって、本質的なこの大きな問題が、もし出てこないとした場合には、是非これはヒアリングとは別な次元で委員会として是非取り上げていただけないかなというふうに思うわけです。

樋口委員長 E 専門委員の、これは御意見として出ているわけですか。どういうふうにした方がいいということですか。

E 専門委員 要するに、この入札方式の現状の問題点があるわけです。これを、これからの今後の進め方ということで、地方自治体からいろいろヒアリングされた結果、その中で優先度の高い、重要度の高いものを取り上げていくというようなお話がございましたので、それとは別に是非この問題は大変重要な問題ですので、今後のテーマとして取り上げていただけないかなということでもあります。

樋口委員長 別にといいことではないですね。これに対して発言、どうですか。

事務局 入札制度そのものについては、当委員会あるいは部会等でもいろいろ御議論が

あったところでございます。基本的に、会計法令に基づいて、原則、一般競争入札という前提の下に、制度の運用を図るということで、従来から財務省、あるいは総務省が、その弾力化も含め、現行制度上不具合のないような形で運用してきているものと理解しております。そういう意味では、PFIにおけるこの制度そのものについてのいろいろな御意見があるということも聞いておりますが、まずは実務的な問題に照らして、やはり入札制度そのものがどうあるべきかということを議論していく必要があると思っております。

そういう意味では、今、申されましたような問題につきましては、実務的な問題として具体的に何が求められているのか、今後のヒアリングの中で具体的に詰めていきたいというふうに考えております。

樋口委員長 ありがとうございます。その問題は、部会長あるいは事務局において、私も含めて、御趣旨を勘案させていただいて、検討させていただくということによろしくございますか。

(「はい」と声あり)

樋口委員長 ほかにございませんでしょうか。I専門委員、どうぞ。

I専門委員 今後の進め方、多いに結構だと思えますが、1点だけ御提案申し上げたいのは、もし自治体等にヒアリングをかける場合には恐らく効率的に実行できうるしまた効率的・効果的にこれをやるべきだと思うのです。と申しますのは、ここ1年さまざまな自治体が御苦労されて、民間事業者も契約をされている。さまざまなところから、既に市場の実態に係わるいろんな情報が入っているわけです。課題もありながら、何とかうまくやっておられるというケースも多いわけございまして、実は私ども委員の先生方はじめどうい課題があるのかというのは、ほとんどその要点は把握しているのではないのでしょうか。それをベースに、より効率的にヒアリングを実行することにより、正確に問題を抽出することができるのではないかと思いますので、恐らくその積み残した課題も含めて、すべてリストアップできうるわけで、これをうまく活用していただくことによって、より効率的なヒアリングができると思います。

もう一つ、これは提案ですが、各自治体さまざまな御事情があるのですが、情報公開の在り方は非常にレベルの差がございます。ヒアリングをする際に、これは強制は絶対できないわけでございますが、もしマーケットにおけるベストプラクティスと課題を正確にこの委員会が把握する事がヒアリングの目的ならば、例えば協定等を、差し障りのない範囲内において、一定の情報開示を委員会として御要請申し上げて、勿論御協力できないケースもあり得るでしょうが、それによってより正確に問題点を抽出できるのではないかと思います。そういう御配慮をしていただいてもいいのではないかと思います。

樋口委員長 情報開示の問題ですね。

I専門委員 そうです。

樋口委員長 これは何かありますか。

事務局 情報開示については、国はもとより情報公開法等に基づきまして、今後とも一

層進めなければいけない。ただ、今、I 専門委員からございましたように、協定等になりますと、各自治体、あるいは事業者それぞれの事業ごとの事情も出てくるものと考えられます。御要望もございましたことも踏まえまして、今後ヒアリングの際などに検討してまいりたいと思います。

樋口委員長 よろしゅうございますか。ほかにございますか、どうぞ。

J 専門委員 今後の進め方について、大変結構だと思いますが、基本的には地方の P F I が先行して、これを支えていくという思想にどうもなってきたしまっている。これ自身、データベースの整備だとか、いろいろしてあげるといのは大変なことですので、これは 1 つの軸となっていくと思います。しかし、もう一つ H 専門委員ほかから出ていますように、中央の P F I が国民の期待に比して、いま一つ出てこないということでもございますので、こういう気運が現在盛り上がっているところで、当委員会の 1 つの使命として、実現可能な望ましい中央の P F I をリコメンドしていくというような方向感、機能も是非持っていたきたいというふうに思います。

そのためには、1 つには組織をもう少し恒久化したような考え方、現在の P F I 推進室が、どういう位置づけになっておられるかよく存じませんが、これまでの 1 年の間でもメンバーはほとんど変わられたというふうなことでございまして、中央のいろいろなところから派遣されておられる方々で、専門性という意味では問題ないのでございますが、どうしても長くはおられないということでもよろしいのかどうかと思います。

樋口委員長 私の感じでは内閣府というものを中心に動くなり、ここにおられる皆さんが、やはりものすごい専門性を持っていて、今までは専門性がなかったとは言わないのですけれども、やはりむしろ変わってきたのではないかという感じを持つわけです。

P F I はこれで 4 年半掛かって、ずっと担当していますが、最初にこんな難しいことだとは思わなかったです。正直なこと言えば、これは簡単にできて、いいことだなというぐらいのことできたけれども、これは大変だなということでもございますので、どうぞひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

今の J 専門委員のお話は、十分によくわかっております。ほかにございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終わらせていただいでよろしゅうございますか。なお、会議終了後、P F I 推進室の有木参事官から記者会見を行っていただきますが、御関心のある方は御参加いただいても結構でございます。

本日は、これにて閉会とさせていただきます。極めてお忙しいところ、ありがとうございました。よろしくお願いたします。